

◎新潟県告示第1081号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年10月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

沢根五十里2急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱11号と1号を結んだ線に囲まれた区域

佐渡市沢根五十里

字うら

1261番 1号、2号、7号

1815番 5号、6号

1820番 8号

字畔かけ

1812番 3号、4号

字山方

1148番 9号

1147番2 10号

1147番1 11号